

第2回 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 提出資料

資料6

地方債資金に対する金融機関の 対応状況等について

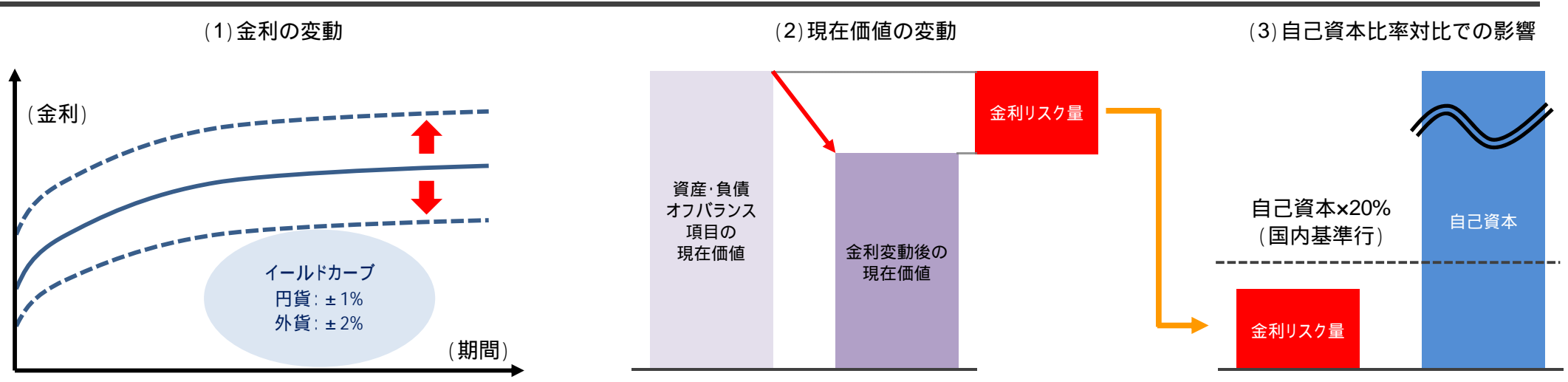
平成29年10月20日(金)

みずほ銀行 証券部



1.金融機関を巡る金利リスク規制について

- ◆ 金融機関の負債は流動性預金や期間の短い定期預金が中心であるため、金利リスクの大きい期間の長い貸出や債券投資には十分なリスク管理が求められるところ。
- ◆ 2017年6月、金融庁が金利リスクのモニタリング手法等の見直しに関し、公示及び監督指針の改正案を公表。[金融機関の金利リスク管理は強化の流れ。](#)
 - 国際統一基準行 :2018年3月期より
銀行勘定の金利リスクが「Tier1資本の15%」を超えていないか
 - 国内基準行 :2019年3月期より
銀行勘定の金利リスクが「自己資本の20%」を超えていないか
(現状、国内基準行の金利リスク計測方法の詳細は未公表)
- ◆ 一部地域金融機関においては、金利リスクの圧縮等の対応が求められる可能性。
 - 「金融庁は現状だと約3割の地銀が新規制に触れるとみる」との報道(日経新聞2017/6/8付)
-アウトライヤー比率の考え方(イメージ)-

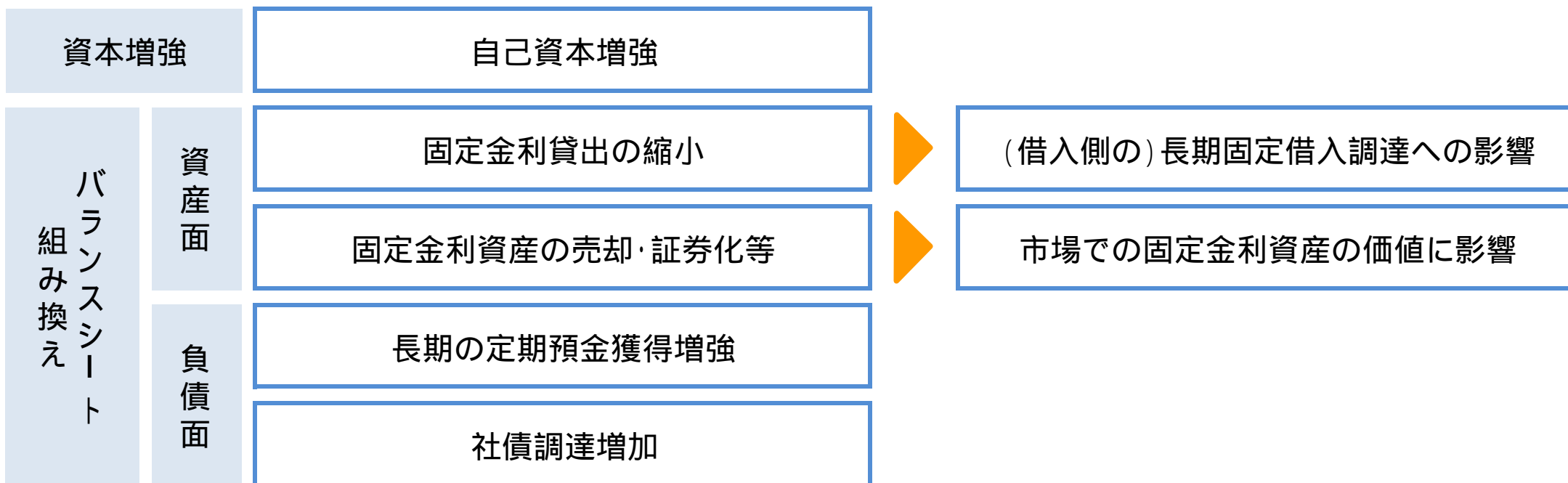


2.新たな金利リスク規制を踏まえた民間金融機関の動向について(リスクケース)

- ◆ 新たな金利リスク規制の強化に対しては、各金融機関の採り得る選択肢として、自己資本の増強、バランスシートの内容組み換えが考えられる。
- ◆ 今後、固定金利貸出の新規実行縮小や、固定金利の債券投資抑制、固定金利の資産(債券、貸出債権等)の売却も選択肢として考えられるところ。特に期間の長い貸出・債券投資や、円債対比で金利リスクが大きく算出される外貨建債券への投資を抑制する動きが想定される。
- ◆ 銀行業態全体に対する規制であり、リスクケースとして、固定金利のリスクをテイク可能な銀行が減少する可能性も。

-規制対応のための金融機関の想定行動-

-金融機関の行動変化に伴う影響(想定)-



3-1.地方債資金への民間金融機関の関与について

- ◆ 足許10年程度、地方債資金全体は約200兆円程度で推移。公的資金と民間資金の内訳は10年間で概ね6:4から4:6程度に変化してきている状況であり、民間資金の割合を増やしてきたところ。
- ◆ 民間資金における、地銀・第二地銀のシェアについては、P.4図表の通り、10年程度で約10%程度増加しており、足許では約35%と地方債資金の重要な安定消化先となっている。
- ◆ 証券形式(市場公募資金と銀行等引受)は58兆円から65兆円へ増加。地銀・第二地銀の保有有価証券における地方債残高も7兆円から11兆円へと増加しており、証券形式においても引き続き安定消化先となっている。
- ◆ また、銀行等引受資金の内訳が、証券形式による調達から証書形式による調達へと割合が変化してきており()、銀行等引受資金(証書)については、指定金融機関を中心とする地銀や第二地銀で約60%のシェアを占めている状況。
 - () 団体側のペイオフ対策(相殺原資としての証書借入増加ニーズ)と、一般事業法人向けの貸出が伸び悩む民間金融機関側の貸出残高増強・預貸率上昇のニーズが合致。
 - 銀行等引受資金(特に証書)の地銀・第二地銀が占める割合が高い中、既述の金利リスク規制強化の影響を大きく受ける可能性も。

3-2.地方債資金への民間金融機関の関与について

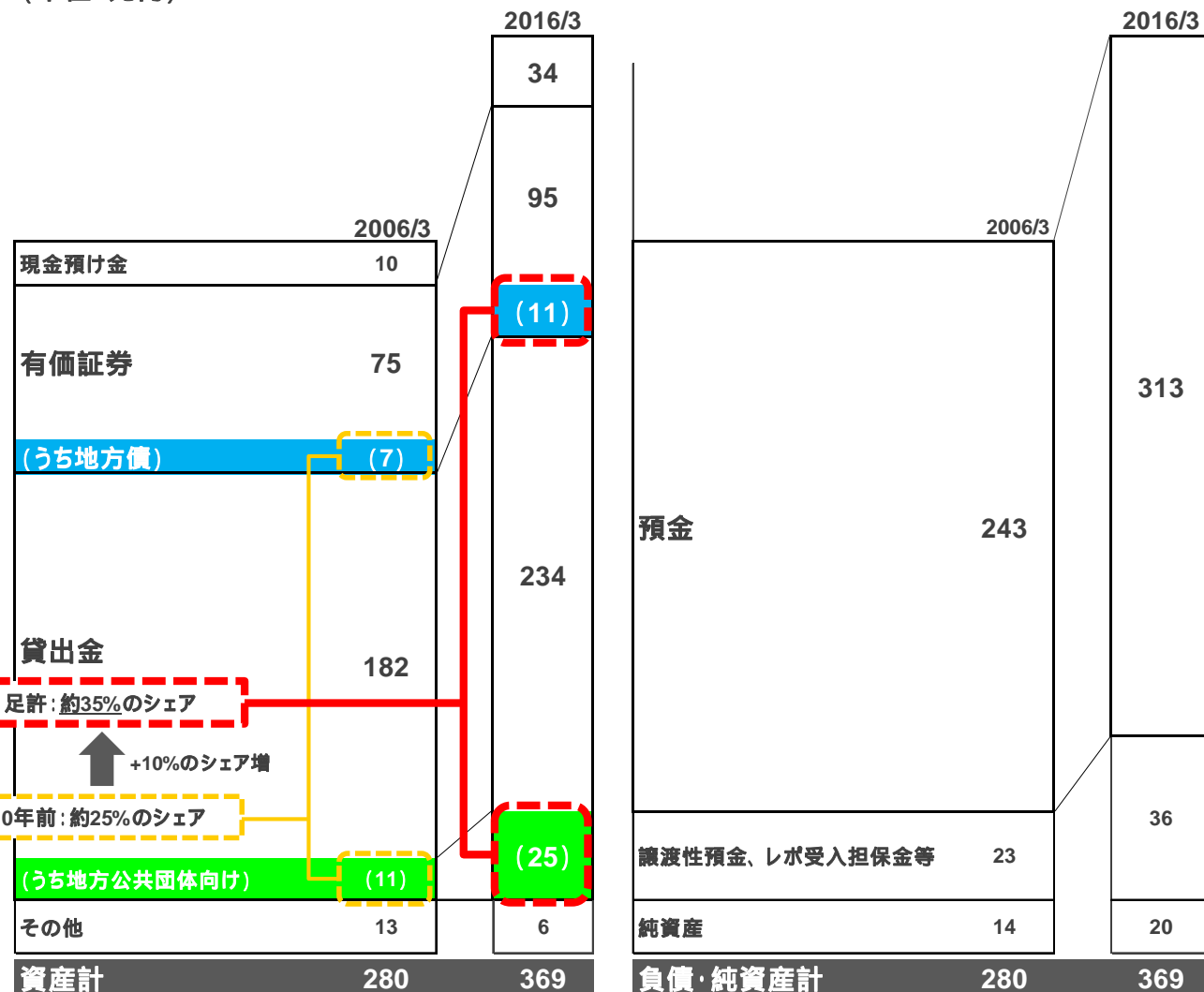
地銀・第二地銀合計のバランスシート(2006/03期 2016/03期)

(単位:兆円)

地方債資金残高(2006/03 2016/03期)

(単位:兆円)

| | | 2006/3 | 2016/3 |
|--------|-----------|--------|--------|
| 公的資金 | 財政融資 | 95 | 60 |
| | 公庫・機構資金 | 25 | 24 |
| 民間資金 | 市場公募 | 28 | 51 |
| | 銀行等引受(証券) | 30 | 14 |
| | 銀行等引受(証書) | 21 | 42 |
| 地方債資金計 | | 198 | 191 |



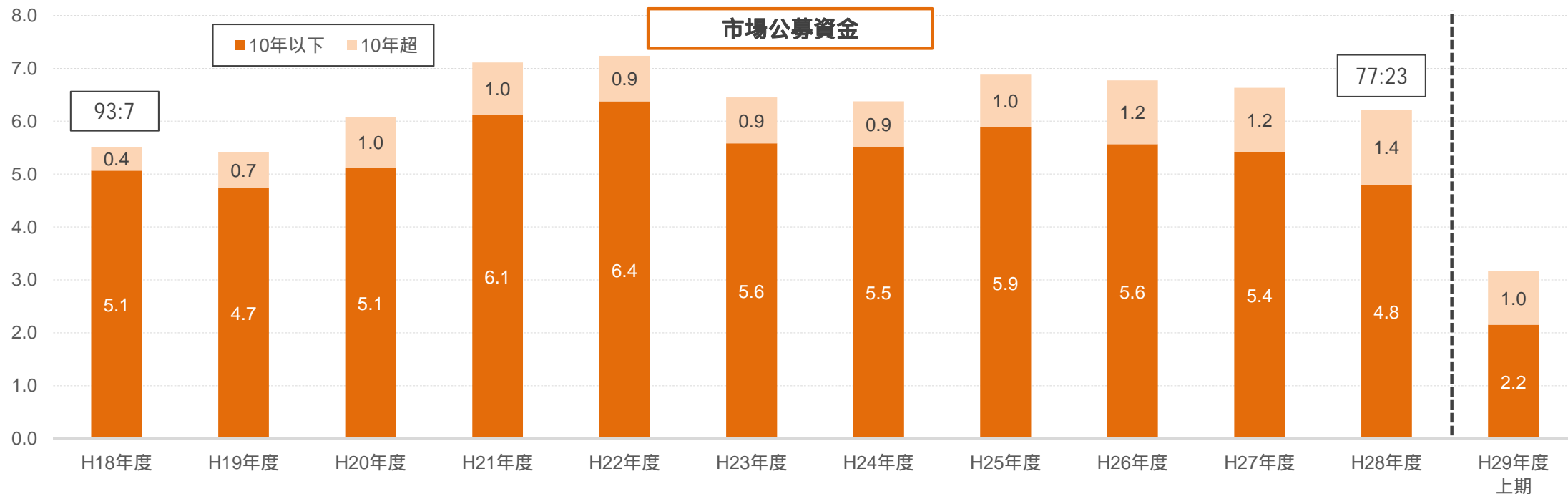
4.足許10年程度の国債利回り推移



5-1.地方債資金における年限別の構成(市場公募資金)

◆ 市場公募資金については、足許の金利環境等を踏まえ、10年超の債券の発行が増加傾向(全国型市場公募債)。

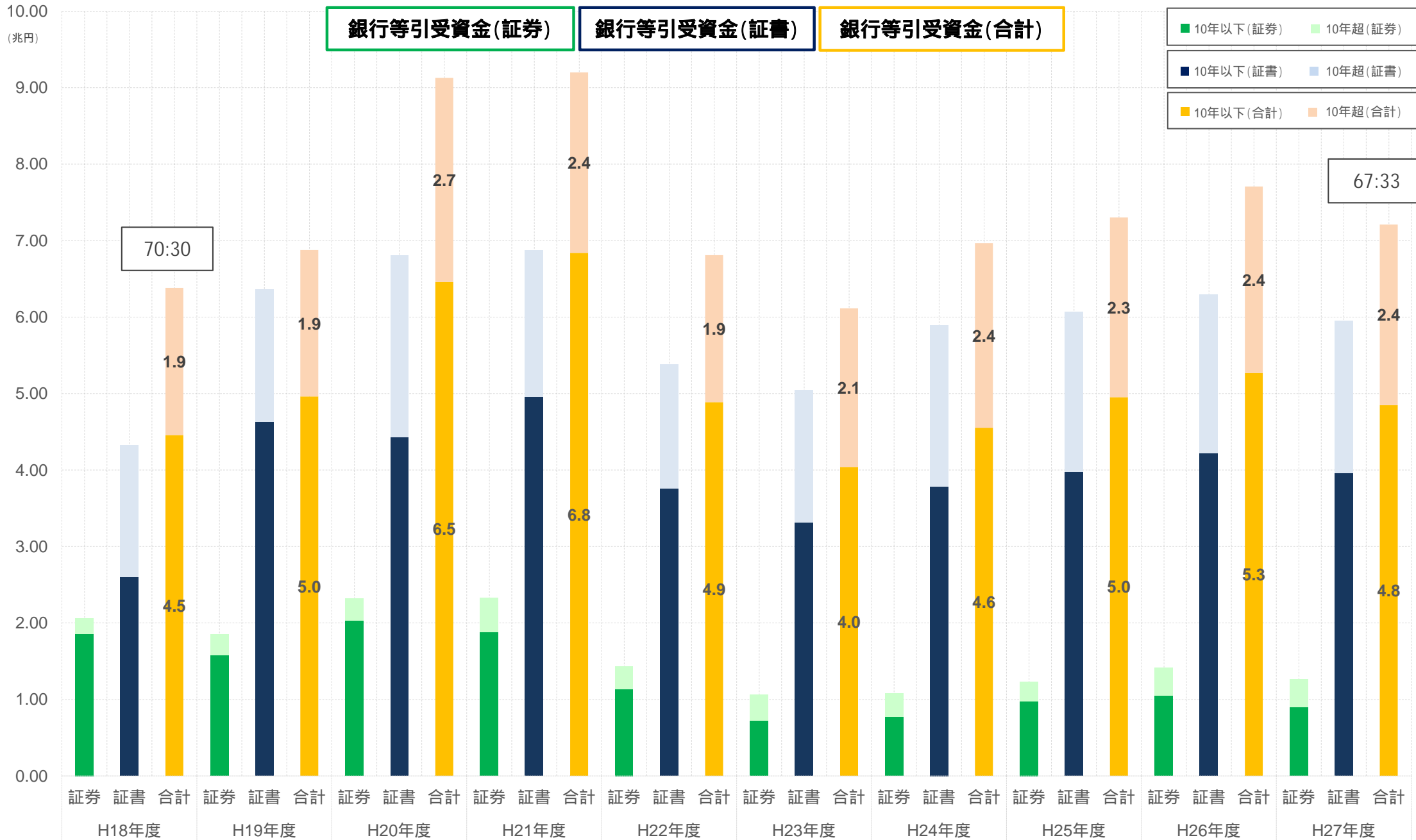
◆ しかしながら、下表の通り8割程度は10年以下の年限で占められていることや、全国型市場公募債の発行体は実質的に都道府県・政令市に限られていること、金利動向を踏まえた10年超の債券の安定消化等の状況を見極める必要があること等を勘案すると、市場公募資金における一方的な10年超の債券の増加は限定的と考えられる。



5-2.地方債資金における年限別の構成(銀行等引受資金)

- ◆ P.8の図表の通り、平成27年度の銀行等引受資金(証書・証券)は、全体で10年以下が7割程度となっており、引き続き民間金融機関の主要な対応年限は10年以下と見受けられる。
- ◆ 足許の超低金利環境下、より利回りの高い投資先を模索してはいるものの、新たな金利リスク規制強化等も踏まえれば、民間金融機関による一層の10年超の資金への対応は限定的なものに留まると思われる。
- ◆ 特に公募市場からの自主調達が、都道府県及び政令市対比で限定的となる市町村に関しては、公的資金による10年超の資金の手当てが引き続き必要なのではないかと考えられるところ。

5-3.地方債資金における年限別の構成(銀行等引受資金)



(ご参考)新しい金利リスク規制の概要(国際統一基準行への規制内容)

| | | 2017/3期までの基準(2004年ガイドライン) | 2018/3期からの基準(2016年4月最終文書) |
|------------------------|-------|---|--|
| ショック シナリオ | シナリオ数 | 2シナリオ(上方/下方パラレルシフト) | 6シナリオ(上方/下方パラレルシフト、スティーブ化、フラット化、 <u>短期金利上昇/低下</u>) スティーブ化:短期金利低下+長期金利上昇 フラット化:短期金利上昇+長期金利低下 |
| | ショック幅 | 200bp または <u>過去5年の1%/99%タイル値</u> | ・日本円:100bp(パラレル・短期金利・長期金利) ・米ドル:200bp(パラレル)、300bp(短期金利)、150bp(長期金利) ・英ポンド:250bp(パラレル)、300bp(短期金利)、150bp(長期金利) ・ユーロ:200bp(パラレル)、250bp(短期金利)、100bp(長期金利) |
| 監督上の基準値 (アウトライヤー比率) | | Tier1+Tier2の20%(注) | Tier1の15%(注) ・各国当局が追加的な基準を設定可能(例えば、自己資本のうち 規制資本を上回る余剰額(資本バッファ)と金利リスク量の対比等) |
| 当局による対応 | | ・基準値を超えた銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならない ・銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断される場合には、リスクの削減、資本増強、両者の組合せ、を求める是正措置を検討すべき | ・基準値を超えた銀行が、過大な金利リスクを抱えていないか、当局がレビューを実施 ・レビューの結果も踏まえ、金利リスクテイクやリスク管理等に問題がある場合には、少なくとも次のうち1つの措置を採るよう求めなければならない リスクの削減、資本の増強、 <u>内部モデルのパラメータ制限、</u> <u>リスク管理向上</u> |
| 定量的開示 | | 経済価値または期間収益の変動額 (アウトライヤー比率は非開示) | ・経済価値(6シナリオ毎)および期間収益の変動額をTier1の額と対比する形で開示 ・コア預金の平均・最長満期 |

(注) Tier1とTier2は自己資本の区分であり、Tier1には損失吸収力の高い資本(普通株式、優先株式、内部留保等)、Tier2にはそれ以外の資本(劣後債等)が該当する

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。ここに記載されているデータ、意見などはみずほ銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、当行はその正確性、确实性を保証するものではありません。ここに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当資料に記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などにご相談のうえでお取り扱い下さいますようお願いいたします。また、当資料の著作権はみずほ銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。